

| |
|------------------------------|
| 10年保存 |
| 機密性 1 |
| 平成25年12月5日から 平成35年12月4日まで |

記

基監発1205第2号
平成25年12月5日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契印省略)

労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の
限度等に関する基準の新規制基準適合性に係る審査に関す
る業務への適用に係る具体的な取扱い等について

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所における事故を受け、
本年7月8日に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭
和32年法律第166号）第43条の3の6に基づく実用発電原子炉及びその附属施
設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規
則第5号）等により、発電用原子炉に係る各種の許可及び認可に係る新たな
基準（以下「新規制基準」という。）が示されたところである。

現在、全国各地の原子力発電所において、新規制基準に基づき、①発電用
原子炉の設置変更の許可（以下「設置変更許可」という。）、②発電用原子
炉施設の設置変更の工事計画の認可（以下「工事計画認可」という。）及び
③発電用原子炉の保安規定の変更の認可（以下「保安規定変更認可」という。）
に係る審査（以下①、②及び③をまとめて「新規制基準適合性審査」という。）
が、同時に行われている。

労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する
基準（平成10年労働省告示第154号。以下「限度基準」という。）の新規制基
準適合性審査に関する業務への適用については、平成25年11月18日付け基発
1118第1号「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度
等に関する基準の新規制基準適合性審査に関する業務への適用について」

（以下「局長通達」という。）により示されたところであるが、その具体的
な取扱い等については下記のとおりであるので、了知されたい。

1 適用の対象

局長通達中「現在までに原子力規制委員会に対し、申請のあった、新規
制基準適合性審査に関する業務」とは、別添の申請種別欄に記載した許可
及び認可に係る審査に必要な資料作成及びそれに付随する各種の調査、
データ解析等の業務が該当すること。

2 本省への報告

今後、電力会社から、新規制基準に基づき行われる審査に関する業務に
関し、労働基準法第36条第1項の規定に基づく協定届の届出があった場合
に、限度基準に適合していないときは、受理を保留し、速やかに本省監督
課あて報告し、対応を協議すること。

また、別添の申請種別欄に記載された許可及び認可に係る審査に関する
業務であるか否かを問わず、今後、電力会社から、限度基準の新規制基準
に基づき行われる審査に関する業務への適用について相談が寄せられた場
合も、同様に報告すること。

（注）下線は高橋千鶴子事務所による

出典：厚生労働省